

## [事案 30-256] 先進医療給付金支払請求

・令和元年6月11日 裁定不調

### <事案の概要>

責任開始時前の発病であることを理由に先進医療給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術について、以下の理由により、平成30年4月に契約した医療保険に付加された先進医療特約にもとづき、先進医療給付金を支払ってほしい。

- (1) 申込み前に、募集人に対し、白内障で通院していることは告知しており、また、告知時には、募集人から、白内障について告知しなくてもよいと言われたので告知しなかった。
- (2) 給付金請求のための診断書の作成に関し、募集人は、白内障の発症日が契約日の後であれば給付金が出るので、発症日を契約日以降の日付で書いてもらえるよう医師にお願いできないかとの不適切なアドバイスをした。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本特約は、責任開始時以後に生じた疾病を直接の原因とする手術ないし療養を支払対象にしている。また、責任開始時前に発症した疾病でも、当社が告知により知っていた場合は、責任開始時以後の手術ないし療養も支払対象にしている。しかし、申立人は責任開始時前に白内障と診断されたことについて告知をしておらず、また、募集人は告知日までに白内障と診断されていたことは一切聞いておらず、告知書記入に際しても、白内障について告知しなくてもよいと述べたことはない。
- (2) 募集人は、給付金が支払われるのは告知後に白内障と診断されている場合であるから、医師から白内障との病名告知を受けた日がいつであるかが重要であるとの説明はしたが、申立人が主張するようなアドバイスはしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の白内障は責任開始時前に発病していたことが認められる一方、募集人が白内障について告知不要と説明したとは認められない。しかし、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、給付金の不支払いの理由として、申立人の告知により白内障が責任開始時前の疾病であることを知り得なかったことを挙げているが、その場合、告知手続きは適切に行われている必要がある。
- (2) 本事案の告知は携帯端末を用いてなされているが、募集人が申込み前の面会で聴取した症病歴等の情報にもとづき、申立人を誘導するような形で告知が行っており、質問事項に記載されている病気（白内障の記載あり）について、申立人に的確に示されていたとは認め

られず、告知手続きとしては不適切であった。